

懇談テーマ1【孤立可能性集落の概要と対策について】

須賀川地区は、集落に繋がる道路の一部区間が土砂災害警戒区域に接しており、地震や風水害による土砂災害等で道路が損壊するなど、外部から集落へ入れず、人の移動や流通が困難な状態となることが容易に想像できる中山間地域である。

集落が孤立した場合、救援・救助には時間を要し、支援が遅れることが危惧される。地震や水害等全国的に大規模災害が頻発するなか、避難・支援訓練等を実施するなど、平時からどう備えるべきなのか、我々に問われている課題でもある。

行政の支援には限りがあるため、集落としても一定期間は自立することが求められている。このような状況のなかで、有事の際に孰らなければならない「自助」「共助」「公助」の観点から、市が考える孤立可能性集落の概要と対策について伺いたい。

【回答】

本市の地域防災計画では、孤立集落災害予防対策として、市は道路の整備や通信手段の確保に努めるとともに、災害時に備え、孤立可能性地区における避難施設の把握、非常用電源設備の整備、必要品の備え、ヘリコプターの離着陸場の確保に努めることとしている。

本年度は、通信インフラが被災し、固定電話や携帯電話での通信が断絶した場合を想定して、消防団車両の受令機を活用した相互通信の現地調査やその他どのような通信手段があるのか調査研究を進めている。また、孤立した場合を想定して、道路の啓開を待っている時間はなく、ヘリコプターによる現地への救援や現状確認が必要であることから、ヘリコプターの離着陸場の場所の選定等の調査も進めている。

「自助」については、防災意識を高めて災害発生に備える準備が重要となる。具体的には、気象情報、ハザードマップ、危険個所、安全な避難経路等の確認を行って頂き、併せて自分と家族の最低限3日分の飲料水、食料の備蓄が必要となる。できれば7日分の備えが理想であるので、平時からのローリングストックによる備蓄も有効と考える。

「共助」については、災害発生直後の対応となるが、自分の安全を確保したうえで、余裕がある方は近所のお年寄りや体が不自由な方など、自力で避難することが困難な方がいる場合の支援をお願いすることになる。また、自宅が安全であれば被災している方に食事の提供や風呂やトイレの提供をお願いしたい。

市を中心とした行政機関が、救助活動や物資の提供などの「公助」を開始するが、最優先となるのは、安否確認や被災者の救助、そして避難所の開設となる。これら対応を行ううえで最も重要なのは、孤立集落からの避難情報や被災情報の伝達及びそれらの情報把握となる。

集落が孤立した場合、道路や電力の復旧には時間がかかることが予想される。そのため、救援・救助活動として、まず県に対して救助ヘリコプターや防災ヘリコプターの派遣を要請する。さらに、災害の状況によっては、県知事を通じて自衛隊への派遣も要請することになる。このように、段階的に支援体制を拡大しつつ、行政機関が連携して万全の対応を行う予定である。

今後も、引き続き孤立可能性集落の防災力強化に取り組んでいくので、地域の方々と連携を図らせていただき、現状の把握と課題の整理を行っていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

【意見等】

須賀川地区には4か所の出入り口になっている道路がある。4か所の道路が同時に寸断

されることは想定しにくいが、ゼロではない。そのため、回答を聞き、行政の出来うるものと、自助共助で出来うるものを、普段から備えておかなければならぬと今新たに肝に銘じたところである。

罹災の際、自宅が存続していることを前提とした想定で、陸上からの支援ができない場合は空からの支援しかなく、ヘリコプターやドローンを有効活用することになってくる。ドローン等は装備されていないことだが、有効活用できる体制はできていると理解しているので、外部の力によって運用可能という体制だけは作っていただきたい。

いずれにしても、住民が安心して住める須賀川は、自助、共助、公助が一つにならないと災害対応はできないだろうと考えているので、今後ともご協力をお願いしたい。

懇談テーマ2【耕作放棄地（山林の中の農地）の山林への農地転用の簡略化について】

中山間地域の農業経営は、昨年米価が少し高くなったとはいえ苦しい状況にある。事実、経済的に自立するのが困難になり若い人が地元から離れ、少子高齢化が著しい地域もある。

農業後継者も若い世代はほとんど見かけなくなり、耕作放棄地も少しずつ増えている。

10年以上放置すると、田や畠として再利用することは困難になる。

20年以上前まで山の傾斜を利用した茶畠を耕作放棄地とした。草が生い茂り、その後竹が生え始め、数年内に竹林になってしまった。竹林にするより山の傾斜に雑木を植えた方が良いのではないかと考え、市役所に出向き相談した。農地法（第4条）等の規制もあり、農地転用にはその土地の測量等細々とした手続きや書類が必要で、専門家に依頼するものもあり経費がかかるとのことだった。結局、耕作放棄地として何もしない方が経費もかからないので、所有者は楽になると考えてしまう。

農地転用は須賀川地区だけの問題ではなく、日本全国の中山間地域の問題である。農地として利用できなくなった耕作放棄地の見直しとして、農地転用の簡略化を、市から先陣を切って国に働きかけていただきたい。そして、耕作放棄地が少しでも少なくなるようしたいものである。

【回答】

耕作放棄地の山林への農地転用の簡略化について、「耕作放棄地」という言葉は、農林業センサスにおいて、令和2年の調査から除外された統計上の用語であることから、農地法における「遊休農地」として回答する。

近年、中山間地域の農業においては、担い手不足や高齢化に加え農地の耕作条件の悪さなどの理由から遊休農地が増加傾向にあり、このことは令和5年度と6年度にかけて各地域で実施した『地域計画』の話し合いなどにより、その実状が明らかになってきた。

既に樹木が繁茂し、山林化している状態が20年以上経つ農地については、非農地証明の手続により山林への地目変更登記が可能となる場合もあるが、樹木がなく耕作がされていない農地は、農地転用の手続きが必要となる。

農地転用許可制度の趣旨は、優良農地を維持し、乱開発につながるような転用を防止することであり、転用の申請があった際には、事業計画の妥当性について慎重に審査し、許可をしている。

この転用の手続きについては、農地法の規定に基づき処理しており、ご要望の手続きの簡素化を図るためにには、法律の改正が必要となる。

また、農地から林地への転用については、積極的に手続きがとられない場合もあることが考えられるが、荒廃した農地が周辺地へ影響が及ぼないようにするために適正な管理は必要となる。

ご要望の中山間地域の遊休農地の転用手手続きの簡素化については、機会をみて国に対し、

地域の実情を訴えていく。

【意見等】

これは法律を変えないとどうにもならない問題であり、農地法が昭和27年にできてから令和5年で5回目の改定になっているようだが、須賀川や、特に東北地方などは担い手もだんだん減ってきている。

茶畠だったところを遊休農地としていたところ、いつの間にか竹林になってしまった。国土保全のために竹を切り、代わりに木を植えようと市に相談すると、手続きが大変でお金もかかるとのこと。国会議員が法律を変えなくてはならないが、その間に担い手がいなくなってしまう。

そのため、市として難しいと思うが、可能であれば国に仲間を作り、農業関係において自給率を上げるためにも考えていくべき内容ではないかと思い課題を提出した。国への働きかけをお願いしたい。

懇談テーマ3 【安心して生活ができるために】

昨今、空き巣被害の話題が増加しているように感じる。とりわけ、組織的な強盗事件など凶悪な犯罪が目立っている。最近、須賀川下組でも空き巣と思われる被害が発生している。

当地域の実情を見ると、過疎化による人口減少が進み、高齢者世帯の割合が増加し、中でも一人暮らしの高齢者が増えているのが見て取れる。このような世帯では、時折別居の家族が訪れ、買い物の支援や病院などへの送り迎えを行っているケースをよく見かける。また、デイサービスによる介護支援により施設で一日過ごすこともあるようである。そしてこの間は家を留守にすることになる。

地域住民が安心して生活できるため、次の要望を提起する。

- ①警察等を通じ各住宅の防犯状況をチェックして問題点を明確にする。
- ②家が留守の際は必ず施錠する等、防犯意識を高める活動を行う。
- ③二重ロック、防犯用ガラスフィルム等の防犯グッズの購入支援。
- ④死角をなくすための庭木の剪定や伐採の支援等。

【回答】

①警察等を通じ各住宅の防犯状況をチェックして問題点を明確にする、②防犯意識を高める活動を行うことについて、各世帯や地域で防犯診断を行い、問題点を整理することは、地域の安全を守る上で極めて重要である。

本市では、「地域の安全・安心は地域住民が自ら守る」という基本方針のもと、自治会単位での自主的な防犯組織の設立や活動の支援、登下校時の見守り活動の推進などに取り組んでいる。地域住民の皆さん一人ひとりに防犯意識を持っていただくことが大切だと考えている。

また、防犯組織の立ち上げが難しい場合でも、「ながら見守り」という取り組みがある。これは、買い物や散歩などの日常の行動の中で、不審者を見かけた際に110番通報をしていただくという防犯活動である。栃木県では「ながら見守り」の出前講座を実施しており、本市や警察署でも防犯講話を開催しているので、ぜひご活用いただき、地域の防犯意識向上に役立てていただきたい。

③防犯グッズの購入支援、④庭木の剪定や伐採の支援等については、自主防犯組織の結成の際に、補助金を交付しており、また、毎年、希望する自主防犯組織に防犯活動に必要な装備品の配布を行っている。個人単位での防犯グッズの購入支援や庭木の剪定や伐採の支援は行ってないのでご理解いただきたい。

【再質問なし】

その他【土砂災害警戒情報発令時の状況について】

【質問】

先日の片田、亀久の大雨の時、市ではどんな行動、活動をしたのかをお聞かせ願いたい。

【回答】

土砂災害警戒情報の発令後、危機管理課へ出向いたところ、土砂警戒情報は片田亀久地区ということで、すぐ避難所を開設する手続きに入っていた。その際、地区公民館を一時避難所としているので、湯津上地区公民館に避難所を開設した。

そのとき土砂警戒情報で入ってきたのは亀久片田地区ということで、須佐木地区は入っていなかったため、避難所は片田亀久地区ということにさせていただいた。もし須佐木地区にも警戒情報が出ていれば、須佐木地区に自主避難所として開設することになったかと思うが、当時はそのような状況だったため湯津上地区に開設した。

実際には、4名の方が避難されていた。

その他【防災無線について】

【質問】

防災行政無線について確認させていただきたい。設置された無線のスピーカーの向きが、設置しただけで検証されていないようである。角度がおかしいため、山にあたって響いてエコーがかかったようになっている。経費がかかる話だが、防災行政無線をもっと有効に活用するために、スピーカーの音の確認を検討していただきたい。

【回答】

防災行政無線は設置して5年経ち、間もなく機器の更新等が必要になる。その機会に、地元の方々の意見を参考にしてもう一度チェックするよう担当課に指示をしたいと思う。

その他【遊休農地について】

【質問】

中山間地域の遊休農地の転用手続きを簡素化について、機会をみて国に対し訴えていくということだったが、具体的にどの様な方向で持っていくのか、流れを教えていただきたい。

【回答】

毎年、国に対して要望書を提出している。まだ具体的な日付は決まっていないが、その際にこの内容を国に伝えたいと考えている。